

## ニセコ町まちづくり基本条例（カードに落としたもの）

1	まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。
2	わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。
3	町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。
4	町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。
5	町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。
6	町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくり
7	町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。
8	町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。
9	わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。
10	わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。
11	町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。
12	わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。
13	満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
14	町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。
15	わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
16	わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。
17	わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。
18	町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。
19	議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。
20	議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。
21	議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

22	議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。
23	議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。
24	議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。この活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。
25	議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。この会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。
26	議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。
27	議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。
28	町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。
29	町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。
30	前項（町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。）との規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。
31	町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。
32	町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。
33	町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。
34	町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の体制の確立に努めなければならない。
35	町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。
36	町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。
37	町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。この委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。
38	町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。
39	町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。

40	町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。この評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。
41	町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。
42	わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。
43	町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。
44	町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。
45	町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。
46	町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。
47	町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。
48	町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。
49	町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。